ぜひ申告書は郵送で提出を！

混雑緩和のため、郵送による提出をお願いします。
ご自身で申告書を作成し、郵送は同封の返信用封筒をご利用ください。

昨年中の収入がなかった場合は、申告書の氏名欄と６欄の記入のみで提出できます。

各種控除額一覧表

市・府民税の生命保険料控除

旧契約（旧生命保険・旧個人年金保険）		新契約（新生命保険・介護医療・新個人年金保険）	
支払保険料額(A)	控除額	支払保険料額(A)	控除額
15,000円以下	支払保険料Aの全額	12,000円以下	支払保険料Aの全額
15,000円超40,000円以下	(A)×1/2+ 7,500円	12,000円超32,000円以下	(A)×1/2+ 6,000円
40,000円超70,000円以下	(A)×1/4+17,500円	32,000円超56,000円以下	(A)×1/4+14,000円
70,000円超	一律35,000円	56,000円超	一律28,000円

旧契約・新契約両方の保険料がある場合は、各保険料の区分ごとに控除額を算出し、保険料の区分ごとに算出した全ての控除額を合計した適用限度額が70,000円となります。

※同一の保険料の区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記計算式に基づき旧契約・新契約の別に控除額を算出し、合計します。その場合の限度額は新契約分（28,000円）を適用します。ただし、旧契約分のみで計算した方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額とすることができます。

市・府民税の地震保険料控除

(1) 地震保険料		(2) 旧長期損害保険料	
支払保険料額(A)	控除額	支払保険料額(A)	控除額
50,000円以下	(A)×1/2	5,000円以下	支払保険料Aの全額
50,000円超	一律25,000円	5,000円超15,000円以下	(A)×1/2+2,500円
		15,000円超	一律10,000円

地震保険料控除は、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額（上限額：25,000円）
※ひとつの損害保険契約等が上記表の(1)(2)のいずれにも該当する場合には、いずれかひとつの契約分のみ該当するものとして計算します。

市・府民税の税額表

※(A)：課税総所得金額

区分	市民税	府民税	森林環境税（国税）
所得割	(A)×6%	(A)×4%	
均等割	3,000円	1,600円	1,000円

市・府民税非課税限度額

市・府民税は、その区分に応じ所得額が次の額以下の場合は課税されません。
（n＝本人+控除対象配偶者+扶養親族数）

所得割	本人のみ45万円	控除対象配偶者や扶養有　35万円×n+42万円
均等割	本人のみ38万円	控除対象配偶者や扶養有　28万円×n+26.8万円

障害者・寡婦・ひとり親・未成年に該当する人で合計所得金額が135万円以下の人は、市・府民税は課税されません。

調整控除（合計所得金額が2,500万円以下の場合のみ適用）

市・府民税と所得税では人的控除の額に差があるため市・府民税の所得割額から次の式で計算した額を差し引きます。
（人的控除の控除額と所得税の差額は右の表を参照ください）

①合計課税所得金額が200万円以下の人
・人的控除の差の合計額
・市・府民税の合計課税所得金額
　いずれか少ない額の5%

②合計課税所得金額が200万円超の人
{人的控除の差の合計額－（市・府民税の合計課税所得金額－200万円）}×5%

寄附金税額控除

京都府共同募金会や日本赤十字社京都府支部へ寄附を行った場合、また地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）、京都府または、福知山市条例で指定した団体に寄附を行った場合、寄附金額を記入してください。
※受領証明書を添付してください。

市・府民税の配偶者控除

	配偶者の所得金額	控除を受ける人の所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般の控除対象配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者（70歳以上）	48万円以下	38万円	26万円	13万円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

市・府民税の配偶者特別控除

配偶者の所得金額	控除を受ける人の所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。

市・府民税における所得税との控除額の差

控除の種類		控除を受ける人の所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人（70歳以上）	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

市・府民税における人的控除額と所得税との控除額の差

控除の種類		人的控除額	控除額の差
扶養	一般扶養親族	33万円	5万円
	特定扶養（19歳以上23歳未満）	45万円	18万円
	老人扶養（70歳以上）	38万円	10万円
	同居老親等	45万円	13万円
障害者	普通	26万円	1万円
	特別	30万円	10万円
	同居特別	53万円	22万円
寡婦		26万円	1万円
ひとり親	父	30万円	1万円
	母	30万円	5万円
勤労学生		26万円	1万円
基礎控除		43万円・29万円・15万円	5万円

※年少扶養親族（16歳未満）は控除対象外

所得金額調整控除

下記に該当する人は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

1.給与等の収入金額が850万円を超え、つぎのアからウのいずれかに該当する場合
　ア　本人が特別障害者に該当する。
　イ　年齢23歳未満の扶養親族を有する。
　ウ　特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

2.給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円）

令和6年度　市民税・府民税申告書の説明書

申告書の提出期限は、令和6年3月15日（金）です。

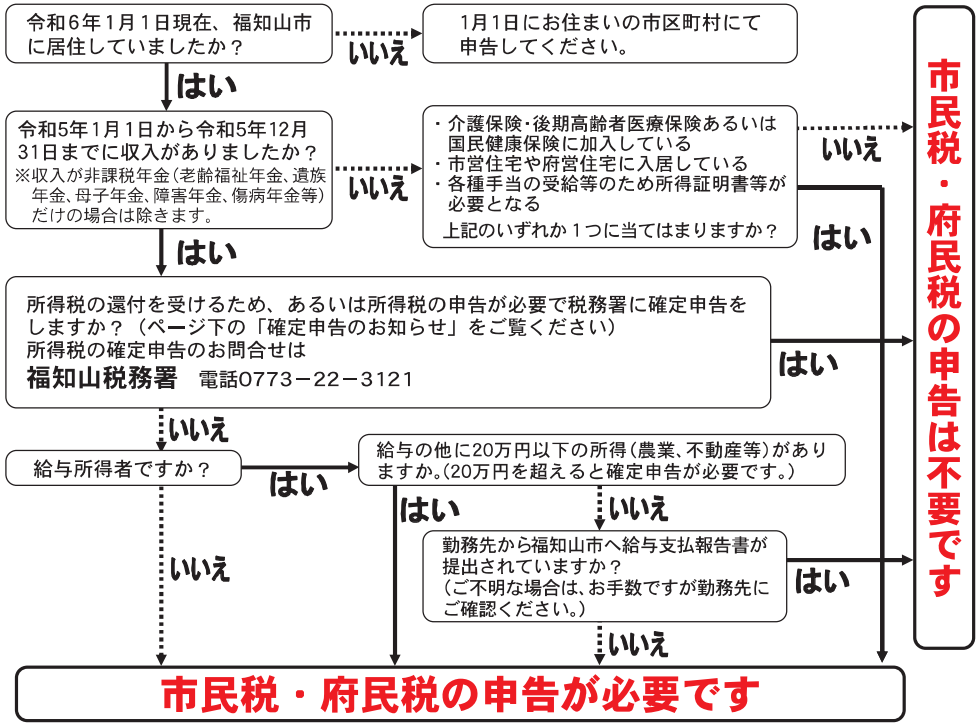

市民税・府民税の申告書

市民税・府民税は前年の所得に対して課税されますので、前年（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の所得等について申告してください。

申告書を提出しなければならない人

①令和6年1月1日現在福知山市内に住所があり、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間に所得があった人。
（所得のない人は、6欄を記入して提出してください。）
②給与所得者で給与以外の所得のあった人。（給与以外の所得が20万円以下の人は市民税・府民税の申告を、20万円を超える人は所得税の確定申告をしなければなりません。）
③給与所得だけの人でも雑損控除、医療費控除や給与支払報告書と異なった扶養控除の適用を受ける人、及び勤務先から給与支払報告書が福知山市税務課へ未提出の人。
④公的年金等の支払いを受けている人で、公的年金等支払報告書に記載のない諸控除の適用を受ける人。
⑤令和4年分までは確定申告書を提出していたが、令和5年分についてその必要のなくなった人。

収入金額と所得金額

所得とは、1年間に得た収入から、その収入を得るための必要な経費（生活費を除きます。）を差し引いたものです。申告書裏面に収支内訳書を印刷しておりますので、事業所得者等は記入してください。なお、農業所得のある人は、別紙により収支内訳書（農業所得用）を添付してください。

確定申告のお知らせ

●年末調整した給与以外の所得が20万円を超える人や、2か所以上から給与の支払を受けている人は、税務署へ確定申告が必要です。
●令和5年の途中で退職し、その後就職していない人やパートタイマーとして働いていて、勤務先の会社で年末調整を受けていない人は、税務署へ確定申告をすることで所得税の還付を受けることができる場合があります。
※なお、税務署に確定申告書を提出された場合、その申告に基づき市・府民税は課税されますので市役所への申告は必要ありません。

申告書の提出及び問合せは

福知山市役所　税務課
〒620-8501
福知山市字内記13番地の1
電話　0773－24－7024（直通）
FAX　0773－23－6537

市民税・府民税　申告書の書き方

㉖雑損控除
災害、盗難などで生活用資産に受けた損害が対象になります。
控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額
①差引損失額ー総所得金額等×10%
②差引損失額のうち災害関連支出の金額ー5万円

㉗医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)
●医療費控除
自己や生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円(もしくは所得の5%)を超えた場合、その超えた額が控除の対象になります。
控除額(最高200万円)＝(支払った医療費ー補てんされる金額)ー10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額
※医療費控除の明細書を添付してください。
●医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)
健康の保持増進及び疾病予防のために、一定の取組を行っている人が、自己や生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品等の購入費が12,000円を超えた場合、その超えた額が控除の対象になります。支払った金額の総額、保険金など補てんされる金額があれば記入します。
控除額(最高88,000円)＝(支払った特定一般用医薬品等購入費ー補てんされる金額)ー12,000円
※セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付してください。
※どちらか一方のみ控除の適用が受けられます。

⑬社会保険料控除
健康保険、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、雇用保険、国民年金などをいい、種類・支払った保険料を記入します。
※国民年金保険料を支払った場合は、納付したことを証明する書類を添付してください。

⑮生命保険料控除・⑯地震保険料控除
生命保険料・地震保険料として支払った額が対象となりますので、それぞれの保険料の計へ記入します。控除額は説明書最終ページ掲載の生命保険料控除、地震保険料控除の計算式で求めます。
※旧生命保険料にあっては、1契約の保険料の金額が9,000円を超える場合、また、それ以外の保険料にあっては全て証明書を添付してください。

⑰～⑲寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除
ひとり親：婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(所得金額が500万円以下)
寡婦：下記の条件にあてはまる人(所得金額が500万円以下)
●夫と死別した後、再婚していない人
●夫と離婚した後、再婚していない人で、子以外の扶養親族を有する人
※ひとり親・寡婦控除のいずれも事実上婚姻関係と認められる者がいないこと
勤労学生：高校・大学等の学生で、所得が75万円以下(うち給与所得以外が10万円以下)の人

⑳障害者控除
あなた自身または控除対象配偶者や同一生計配偶者、扶養親族のうち、障害者に該当する人があれば、その氏名、障害の種別、級を記入します。
特別障害者：療育手帳(A)、身体障害者手帳(1級、2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)、ねたきりの人など
障　害　者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人

㉑㉒配偶者控除・配偶者特別控除
あなたの配偶者で、所得が48万円以下で配偶者控除の対象とする人、または所得が48万円を超え、133万円以下で配偶者特別控除の対象とする人を記入します。(納税義務者の合計所得が1,000万円以下)

㉓扶養控除
令和5年12月31日現在で生計を一にする親族のうち、所得が48万円以下の扶養親族を記入します。
一般扶養：扶養親族のうち16歳以上19歳未満の人、23歳以上70歳未満の人(平成17年1月2日から平成20年1月1日生まれの人、昭和29年1月2日から平成13年1月1日生まれの人)
特定扶養：扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成13年1月2日から平成17年1月1日生まれの人)
老人扶養：扶養親族のうち70歳以上の人(昭和29年1月1日以前生まれの人)
同居老親：老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の両親、祖父母で同居している人
同居特障：特別障害者に該当する扶養親族で、あなた、またはあなたと生計を一にする親族と同居している人

※扶養親族の対象とする人のうち、16歳未満の人(平成20年1月2日以後生まれの人)については控除対象外となるので、扶養控除欄には記載せず、下の「16歳未満の扶養親族」欄に記入してください。

5.給与・公的年金・個人年金・報酬・配当などの内訳欄
給与、公的年金、個人年金、報酬、配当などの収入を記入します。

(あて先)福知山市長　令和6年度(令和5年分所得)市民税・府民税申告書

年　月　日提出

提出用
提出の際は、ご自身で控えを保管してください。

宛名番号

現住所　業種又は職業
令和6年1月1日現在の住所　電話番号
フリガナ
氏名　(マイナンバー)個人番号
生年月日　明・大・昭・平　・　・　世帯主の氏名　続柄

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	補てんされる金額 円	災害関連支出額 円
㉗ 医療費控除	支払った医療費等 円	補てんされる金額 円	
⑬～⑭ 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	社会保険等の種類	支払った保険料	
		円	
		円	
		円	
	合計	円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 円	
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 円	
	介護医療保険料の計 円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 円	旧長期損害保険料の計 円	
⑰～⑲ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	⑰ 寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑯ひとり親控除	⑲ 勤労学生控除 (学校名)
⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度 □身体 □療育 □精神	級 度
	氏名	障害の程度 □身体 □療育 □精神	級 度
㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	
	個人番号	配偶者の合計所得 円	

該当する所に丸してください

㉓ 扶養控除	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の区別	控除額
			明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居	万円
	個人番号				
			明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居	万円
	個人番号				
			明・大 昭・平 ・ ・	□同居 □別居	万円
	個人番号				
16歳未満の扶養親族(控除対象外)			平・令 ・ ・	□同居 □別居	
	個人番号				
			平・令 ・ ・	□同居 □別居	
	個人番号				
			平・令 ・ ・	□同居 □別居	
	個人番号				

※別居の扶養親族がいる場合には、裏面「9」に住所・氏名等を記入してください。　扶養控除額の合計　万円

5. 給与・公的年金・個人年金・報酬・配当所得に関する事項

種類	支払者などの氏名・名称	収入金額	必要経費
		円	円

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(⑦＋⑧＋⑨)	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	
勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔	
⑬から㉔までの計	㉕	
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分	㉗	
合計(㉕＋㉖＋㉗)	㉘	
課税標準額 ⑫－㉘		円

6. 収入のなかった場合の記入欄(該当するものに☑をしてください。)
□1. 次の者に扶養されていた。
扶養者の住所
扶養者の氏名　続柄
□2. 学生であった。学校名：
□3. 遺族年金・障害年金・失業給付・労災保険・諸手当等を受給していた。
□4. 生活保護法による生活扶助を受給していた。
□5. その他

※ 添付資料は別紙に貼り付けて申告書と一緒に提出してください。

ア・①営業等(販売、製造、建設など)
申告書裏面「13収支内訳書」に内訳を記入し、収入金額の合計はア欄へ、所得金額は①欄へ記入します。

イ・②農業
別紙収支内訳書(農業所得用)に内訳を記入し、収入金額の合計はイ欄へ、所得金額は②欄へ記入します。

ウ・③不動産(貸駐車場、貸アパートなどの所得)
申告書裏面の「13収支内訳書」に内訳を記入し、収入金額の合計はウ欄へ、所得金額は③欄へ記入します。

オ・⑤配当
令和5年1月1日から令和5年12月31日までに受けた配当額(ただし特定配当を除く)を記入します。

カ・⑥給与
源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入します。源泉徴収票が発行されない場合は、雇用主から給与支払証明をもらってください。

キ・⑦公的年金等
源泉徴収票の支払金額の合計をキ欄に記入します。所得金額は「公的年金に係る雑所得(速算表)」の計算式で求めて⑦欄へ記入します。
公的年金に係る雑所得速算表(抜粋)

年齢区分	公的年金等の収入額(A)	公的年金等雑所得以外の合計所得が1,000万円以下
65歳以上(S34.1.1以前生まれ)	330万円未満	(A)-110万円
	330万円以上410万円未満	(A)×75%-27.5万円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%-68.5万円
65歳未満(S34.1.2以後生まれ)	130万円未満	(A)-60万円
	130万円以上410万円未満	(A)×75%-27.5万円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%-68.5万円

ケ・⑨その他雑所得
シルバー人材センターの配分金、個人年金などが該当します。
収入金額は、ケ欄へ、所得金額(収入金額から必要経費を差し引いた額)を⑨欄に記入します。なお、シルバー人材センターの配分金に係る所得金額の計算方法は税務課までお問合せください。

コ・サ・⑪譲渡所得
不動産や株式等以外の譲渡所得が該当します。収入金額には総収入金額から必要経費及び譲渡所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額を記入します。

シ・⑪一時所得
生命保険の保険金、満期返戻金などが該当します。
総収入金額から必要経費及び一時所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額をシ欄に記入します。
短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を2分の1した額、一時所得を2分の1した額の合計額を⑪欄に記入します。

㉗医療費控除
セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に「1」を記入します。

㉔基礎控除
合計所得に応じて控除が受けられます。

合計所得額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用無し

6.収入のなかった場合の記入欄
どのようにして生計をたてていたのかを1～5の中から選び☑をつけてください。
「5.その他」を選んだ人は、具体的な内容を記入します。